別表第四の四の項中「南緯八十三度六分東経五十四度五十八分」を「南緯八十二度六分四十二秒東経五十五度一分五十七秒」に改める。

別表第四の七の項中「マブス岬のミールヌイ観測所」を「ブロムスキー島」に、「南緯六十六度三十三分東経九十三度一分」を「南緯六十六度三十二分四秒東経九十二度五十九分五十七秒」に改める。

別表第四の八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 八 | ミールヌイ観測所から二キロメートル地点にあるミールヌイーフォスト・ルートに置かれたそりに設置された、任務遂行中に死亡したアナトリー・シチェグロフを記念する銘板がついた金属製の記念碑 | 南緯六十六度三十四分四十三秒東経九十二度五十八分二十三秒 |

別表第四の九の項中「千九百六十年」を「任務遂行中」に、「及びドイツ民主共和国及びスイス」に、「南緯六十六度三十二分東経九十三度一分」を「南緯六十六度三十二分四秒東経九十三度」に改める。

別表第四の十の項中「ついた」を「ついた、」に、「にある磁気観測所の建物」を「の地磁気観測所」に、「南緯六十六度十六分東経百度四十五分」を「南緯六十六度十六分三十秒東経百度四十五分三秒」に改める。

別表第四の十一の項中「同基地にある」を「、地球の地磁気極への最初の横断に関わった」に、「南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分」を「南緯七十八度二十七分四十八秒東経百六度五十分六秒」に改める。

別表第四の三十七の項中「の像」を「総司令官の胸像、同年二月十八日にチリ共和国ガブリエル・ゴンザレス・ヒデラ大統領により開設された旧ベルナルド・オヒギンス南極基地、千九百五十七年八月十二日に南極大陸で死亡したオスカー・イノストローザ・コントレラス中尉及びセルジオ・ポンス・テレアルバ中尉を追悼した銘板及びベルナルド・オヒギンス基地の周辺にあるバージン・デル・カルメン洞窟」に改める。

別表第六第九南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　航空機は、南緯六十度四十四分九秒西経四十五度四十一分二十三秒に限り着陸することができる。

別表第六第九南極特別保護地区の項第四号中「設置しないこと。」の下に「また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加え、同項第七号中「又は植物」を「、植物又は微生物」に改める。

別表第六第十南極特別保護地区の項第二号中「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四秒」を「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒」に改め、同項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第四号中「航空機は」の下に「、原則として」を加え、「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四十秒」を「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分三十九秒」を「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒」に改め、同項第六号中「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分三十七秒」に改める。

別表第六第十一南極特別保護地区の項第四号を次のように改める。

四　毎年十一月一日から翌年の二月十五日までの期間を除き、航空機は、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、着陸することができる。

別表第六第十一南極特別保護地区の項第五号中「設置しないこと。」の下に「また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加え、同項第六号中「野営しないこと」を「、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、野営することができる」に改め、同項第八号中「又は植物」を「、植物又は微生物」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第十二南極特別保護地区の項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を撤去すること。

六　当該地区内では野営しないこと。

別表第六第十二南極特別保護地区の項中第七号を第十一号とし、第八号を第十二号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七　当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。

八　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

九　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第十五南極特別保護地区の項第五号を削り、同項第四号中「南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十四分五秒」を「南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第二号中「南緯六十七度五十三分十七秒西経六十七度二十三分三十一秒」を「南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十三分十三秒」に改め、「から」の下に「百メートル以内の区域から」を加え、同号を同項第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　原則として、当該地区への立入りは別記の地図上に示された場所から行うこと。

別表第六第十五南極特別保護地区の項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒」を「南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　毎年十月十五日から翌年の二月二十八日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、う科の鳥類の繁殖地から十メートル以内に近づかないこと。

別表第六第二十九南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から同項第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第三十三南極特別保護地区の項第一号中「科学的調査」の下に「若しくは普及啓発活動」を加え、同項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第三号中「航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、飛行機については」を「飛行機は」に、「に限り、また、回転翼航空機については、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、それぞれ着陸することができる（毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間の日出前及び日没後を除く。）」を「を除き、着陸しないこと」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第四十南極特別保護地区の項第二号を削り、同項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から同項第十二号までを一号ずつ繰り上げる。